

# STOP! 違法クロマグロ!



令和8年4月からは、  
太平洋クロマグロ（大型魚）について、  
TAC報告における本数等の報告と記録の保存、  
取引時における情報伝達と記録の保存が  
義務付けられます。



違法に漁獲されたクロマグロの  
流通防止にご協力をお願いします。

詳しくは水産庁Webサイト

水産庁 水産流通適正化法



水産庁

# クロマグロの資源の状況について

太平洋クロマグロは、資源回復のため、漁獲枠による管理が国際的に実施されています。

全国の漁業者による資源管理の取組等により、資源は回復基調にありますが、資源の確実な回復維持を図るために、引き続き厳格な資源管理を行う必要があります。

○太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測  
(現行措置を継続した場合)



## 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について

**太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）について、令和8年4月1日以降は、以下の事項が義務付けられます。**

### <採捕事業者>

- ① 採捕した本数等のTAC報告（陸揚げから原則3日以内）
- ② TAC報告時の情報の記録の保存（3年間）
- ③ 取引時において、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日等の情報伝達<sup>※1</sup>
- ④ 取引記録の作成・保存（3年間）

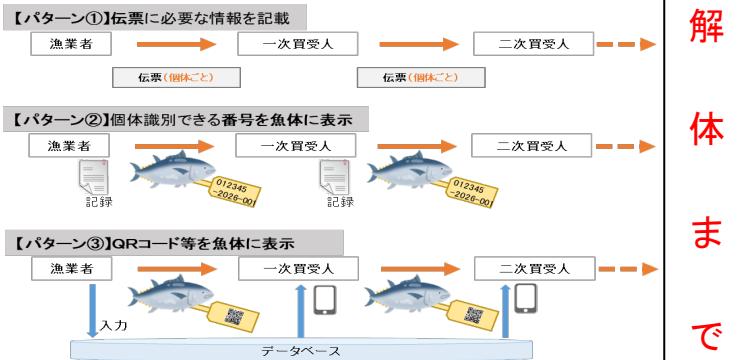
### <加工・流通事業者等の取扱事業者>

- ① 国又は都道府県への届出<sup>※2</sup>
- ② 取引時において、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日等の情報伝達<sup>※1</sup>
- ③ 取引記録の作成・保存（3年間）
- ④ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※1 以下のとおりタグやQRコードの活用による情報伝達も可能。

※2 アワビ、ナマコにより届出済みの事業者や太平洋クロマグロの解体だけする事業者は不要。

### <情報伝達の方法の例>



### <伝票で伝達する場合の記載例>

②漁船名等		④陸揚げ日			
船名	荷主名	●年●月●日			
OO県OO市 OO漁協（OO市場）					
No.	品名	重量	単価	買受人	備考
1	本マグロ	▲ kg			
2					

①名称  
消費地市場で計量した重量と産地重量が異なる場合は、備考欄等に産地重量を記載。

③産地重量

問合せ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室 ☎ 03-3502-8111 (内線: 6847)

# 太平洋クロマグロを採捕する漁業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、**太平洋クロマグロが水産流通適正化法\***の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレス)を取り扱う漁業者の皆様におかれでは、以下の対応が必要となります。

\* 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

## ① 採捕した本数等のTAC報告

太平洋クロマグロ(30kg以上)を採捕した漁業者は、名称、本数、漁船名等、漁獲量(総量)、報告者の氏名等、管理区分、陸揚げ日、その他参考事項について、陸揚げから原則3日以内に報告する必要があります。

## ② TAC報告時の情報の記録の保存

TAC報告時における、名称、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日について、3年間保存する必要があります。

## ③ 取引時における、漁船名等の情報伝達

名称、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日(タグ等により伝達する場合には当該タグ等)について、販売先等へ伝達する必要があります。

## ④ 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)について、3年間保存する必要があります。

詳細は裏面

水産庁

## ① 採捕した本数等のTAC報告

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、陸揚げから原則3日以内に、以下の事項についてTAC報告する必要があります。

- 報告者の氏名及び住所<sup>※1</sup>  
(法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地<sup>※1</sup>)
- 名称                            採捕した本数  
 漁獲量（総量）                陸揚げ日  
 採捕した漁船名等            管理区分  
 年次漁獲割当量（IQ管理の場合のみ）    その他参考となるべき事項

## ② TAC報告時の情報の記録の保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、TAC報告時の以下の情報について、3年間保存する必要があります。

- 名称                            採捕した漁船名等  
 個体ごとの重量                陸揚げ日

## ③ 取引時における、漁船名等の情報伝達

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について販売先等に伝達<sup>※2</sup>する必要があります。

### ア. 伝票類により伝達する場合

- 名称                            採捕した漁船名等  
 個体ごとの重量                陸揚げ日

### イ. タグ等により伝達する場合

- タグ等の番号やQRコード等

<伝票で伝達する場合の記載例>

荷受票		●年●月●日		
船名	荷主名	○○県○○市 ○○漁協（○○市場）		
No.	品名	重量	単価	買受人
1	本マグロ	▲ kg		備考
2				

②漁船名等      ④陸揚げ日  
①名称      ③産地重量

## ④ 取引記録の作成・保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）を採捕した漁業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について3年間記録を保存<sup>※2</sup>する必要があります。

### ア. 伝票類により伝達する場合

- 名称                            採捕した漁船名等                            個体ごとの重量  
 陸揚げ日                        販売日等                                    販売先等

### イ. タグ等により伝達する場合

- 名称                            採捕した漁船名等                            個体ごとの重量  
 陸揚げ日                        販売日等                                    販売先等  
 タグ等の番号やQRコード等

※1 TAC報告システム上の固有番号でも可

※2 ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要



# 太平洋クロマグロを取り扱う 養殖業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法※の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレス)を取り扱う養殖業者の皆様におかれでは、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

## ① 取引時における、養殖業者名等の情報伝達

名称、養殖ものである旨、養殖業者名、産地名（養殖場の地名）、出荷日（タグ等により伝達する場合には当該タグ等）について、販売先等へ伝達する必要があります。

30kg以上の種苗を使用する場合には、種苗を採捕した漁業者から、漁船名等、種苗の重量、池入れ日について伝達を受ける必要があります。

## ② 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。



**STOP ! 違法クロマグロ !**

詳細は裏面

水産庁

## ① 取引時における、養殖業者名等の情報伝達

太平洋クロマグロ（30kg以上）を養殖した養殖業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について販売先等に伝達※<sup>1</sup>する必要があります。

また、30kg以上の種苗を使用する場合には、当該種苗を採捕した漁船名等、陸揚げ日及び重量について、漁業者から伝達を受ける必要があります。

### ア. 伝票類により伝達する場合

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名  
 産地名（養殖場の地名）       出荷日（販売日等）

#### イ. タグ等※<sup>2</sup>により伝達する場合

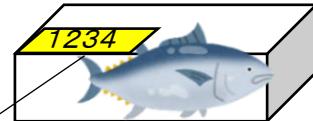
- タグ等の番号やQRコード等

#### <伝票により伝達する場合の記載例>

①名称	②養殖ものである旨	⑤出荷日			
出荷明細					
○○（株）御中 養殖本マグロ明細	●年●月●日	○○県○○市 （株）○○株式会社			
●年●月●日 到着	○○県○○產				
箱番号	産地	重量	販売日	売上重量	単価
1234	○○県○	△ kg			○○
5678	○○県○				
合計	2本	▲ kg			

#### <タグ等により伝達する場合の記載例>

売渡票	荷印	せりNo.	コード	No. ○○	
●年●月●日	○○	：	：	○○ 殿	
品名 善良・単位 個数 数量 単価 原産地 摘要					
生本マグロ	○○	1	△ kg	○○	箱番号 1234
○○株式会社					￥○○○○



伝票類に箱番号等を記載

## ② 取引記録の作成・保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）を養殖した養殖業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について3年間記録を保存※<sup>1</sup>する必要があります。

### ア. 伝票類により伝達する場合

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名  
 産地名（養殖場の地名）       出荷日（販売日等）       販売先等  
 出荷時の重量       種苗の陸揚げ日（30kg以上種苗の場合のみ）  
 種苗の重量（30kg以上種苗の場合のみ）

#### イ. タグ等※<sup>2</sup>により伝達する場合

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名  
 産地名（養殖場の地名）       出荷日（販売日等）       販売先等  
 出荷時の重量       タグ等の番号やQRコード等  
 種苗の陸揚げ日（30kg以上種苗の場合のみ）  
 種苗の重量（30kg以上種苗の場合のみ）

※1 保存方法は、電子媒体であるか紙であるかは問いません。ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要です。

※2 現在箱番号等をすでに記載している場合には、それを含みます。

問合せ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室 詳しくは水産庁Webサイトへ

03-3502-8111 (内線：6847)

水産庁 水産流通適正化法



# 太平洋クロマグロを取り扱う 流通事業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法※の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取り扱う流通事業者の皆様におかれでは、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

## ① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う事業者は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

## ② 取引時における、漁船名等の情報伝達

販売元等から取引時に、名称、漁船名等、産地における重量、陸揚げ日等について伝達を受け、販売先等へこれらの事項について伝達する必要があります。

## ③ 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。

詳細は裏面

水産庁

## ① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う流通事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、国又は都道府県に対して、届出<sup>\*1</sup>をする必要があります。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事務所（事業所）、工場、店舗及び倉庫の所在地

## ② 取引時における、漁船名等の情報伝達

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う流通事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について販売元等から伝達を受けるとともに、販売先等に伝達<sup>\*2※3</sup>する必要があります。

### ア. 伝票類により伝達する場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称
- 採捕した漁船名等
- 産地における重量
- 陸揚げ日

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称
  - 養殖ものである旨
  - 養殖業者名
- 産地名（養殖場の地名）
  - 養殖場からの出荷日

### イ. タグ等<sup>\*3</sup>により伝達する場合

- タグ等の番号やQRコード等

## ③ 取引記録の作成・保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う流通事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、買い受けたとき及び販売したときの双方において、以下の情報について3年間記録を保存<sup>\*2</sup>する必要があります。

### ア. 伝票類により伝達を受け、伝票類により伝達する場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称
  - 採捕した漁船名等
  - 産地における重量
  - 陸揚げ日
- 販売日（買受け日）等
  - 販売先（販売元）等
  - 販売時（買受け時）等の重量

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称
  - 養殖ものである旨
  - 養殖業者名
  - 産地名（養殖場の地名）
- 養殖場からの出荷日
  - 販売日（買受け日）等
  - 販売先（販売元）等
- 販売時（買受け時）等の重量

### イー1. 伝票類により伝達を受け、自身からタグ等<sup>\*3</sup>により伝達する場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称
  - 採捕した漁船名等
  - 産地における重量
  - 陸揚げ日
- 販売日（買受け日）等
  - 販売先（販売元）等
  - 販売時（買受け時）等の重量
- タグ等の番号やQRコード等

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称
  - 養殖ものである旨
  - 養殖業者名
  - 産地名（養殖場の地名）
- 養殖場からの出荷日
  - 販売日（買受け日）等
  - 販売先（販売元）等
- 販売時（買受け時）等の重量
  - タグ等の番号やQRコード等

### イー2. タグ等<sup>\*3</sup>により伝達を受け、タグ等<sup>\*3</sup>により伝達する場合<sup>\*4</sup>

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称
  - 販売日（買受け日）等
  - 販売先（販売元）等
- 販売時（買受け時）等の重量
  - タグ等の番号やQRコード等

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称
  - 販売日（買受け日）等
  - 販売先（販売元）等
- 販売時（買受け時）等の重量
  - タグ等の番号やQRコード等

\*1 アワビ、ナマコ又はシラスウナギを取り扱っていることから既に届出済みである場合や、漁業者や養殖業者が自ら採捕したものや養殖したもの販売する場合、解体された太平洋クロマグロのみの販売等する場合には不要です（解体前の太平洋クロマグロを販売等する場合には届出が必要です。）。

\*2 ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要です。保存方法は、電子媒体であるか紙であるかは問いません。

\*3 現在箱番号等をすでに記載している場合には、それを含みます。

\*4 販売元等からのタグをそのまま次の販売先等に対する伝達に使用することも可能です。また、販売元等からのタグ等から別のタグ等に変えて伝達する場合にはそれらの関係が分かるように保存する必要があります。



# 太平洋クロマグロを取り扱う 輸出事業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法※の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレス)の輸出事業者の皆様におかれでは、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

## ① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロ(30kg以上)の輸出事業者は、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を使用して、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

## ② 取引時における、漁船名等の情報伝達

販売元等から取引時に、名称、漁船名等、産地における重量、陸揚げ日について伝達を受ける必要があります。

## ③ 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)について、3年間保存する必要があります。

## ④ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

輸出時に、適法漁獲等証明書を添付する必要があります。

詳細は裏面

水産庁

## ① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロ（30kg以上）の輸出事業者は解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、国又は都道府県に対して、届出※1をする必要があります。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事務所（事業所）、工場、店舗及び倉庫の所在地

## ② 取引時における、漁船名等の情報伝達

太平洋クロマグロ（30kg以上）の輸出事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を買い受ける場合、以下の情報について販売元等から伝達※2を受ける必要があります。

### ア. 伝票類により伝達を受ける場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       採捕した漁船名等       産地における重量       陸揚げ日

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名
- 産地名（養殖場の地名）       養殖場からの出荷日

### イ. タグ等※3により伝達を受ける場合・・・タグ等の番号やQRコード等

## ③ 取引記録の作成・保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）の輸出事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を買い受ける場合、以下の情報について3年間記録を保存※2する必要があります。

### ア. 伝票類により伝達を受ける場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       採捕した漁船名等       産地における重量
- 陸揚げ日       買受け日等       販売元等       買受け時等の重量

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名
- 養殖場からの出荷日       買受け日等       販売元等       買受け時等の重量

### イ. タグ等※3により伝達を受ける場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       採捕した漁船名等       産地における重量       陸揚げ日
- 買受け日等       販売元等       買受け時等の重量       タグ等の番号やQRコード等

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名
- 産地名（養殖場の地名）       養殖場からの出荷日       買受け日等
- 販売元等       買受け時等の重量       タグ等の番号やQRコード等

## ④ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

太平洋クロマグロ（30kg以上）の輸出事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を輸出する場合、以下の情報により、適法漁獲等証明書を申請し、添付をした上で輸出する必要があります。

### 【申請事項】

- 申請者の氏名又は名称、住所       名称       重量又は数量
- 輸出の仕向地及び時期       輸出事業者の氏名または名称及び住所
- 相手国の輸入事業者の氏名または名称及び住所       インボイスの識別番号（該当がある場合）
- 搭載予定地及び搭載予定の船舶名又は航空機名

### 【添付書類】

- 輸出事業者までの全ての取引記録の写し       インボイス、P/L、B/L等の写し

※1 アワビ、ナマコ又はシラスウナギを取り扱っていることから既に届出済みである場合や解体された太平洋クロマグロのみの販売等する場合には不要です（解体前の太平洋クロマグロを販売等する場合には届出が必要です。）。

※2 ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要です。また 輸出時の取引記録の作成・保存は不要です。なお、保存方法は、電子媒体であるか紙であるかは問いません。

※3 現在箱番号等をすでに記載している場合には、それを含みます。

問合せ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室  
03-3502-8111（内線：6847）

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法



# 太平洋クロマグロを取り扱う 小売・外食事業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法※の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き(GG)、ドレス)を取り扱う小売・外食事業者の皆様におかれでは、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

## ① 取引時における、漁船名等の情報伝達

販売元等から取引時に、名称、漁船名等、産地における重量、陸揚げ日について、伝達を受ける必要があります。

## ② 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。



**STOP ! 違法クロマグロ !**

水産庁

詳細は裏面

## ① 取引時における、漁船名等の情報伝達

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を買い受ける小売・外食事業者は、以下の情報について販売元等から伝達※1を受ける必要があります。

### ア. 伝票類により伝達を受ける場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       採捕した漁船名等       産地における重量       陸揚げ日

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名  
 産地名（養殖場の地名）       養殖場からの出荷日

### イ. タグ等※2により伝達を受ける場合

- タグ等の番号やQRコード等

## ② 取引記録の作成・保存

小売・外食事業者は、太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を買い受ける場合、以下の情報について3年間記録を保存※1する必要があります。

### ア. 伝票類により伝達を受ける場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       採捕した漁船名等       産地における重量       陸揚げ日  
 買受け日等       販売元等       買受け時等の重量

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名  
 産地名（養殖場の地名）       養殖場からの出荷日       買受け日等  
 販売元等       買受け時等の重量

### イ. タグ等※2により伝達を受ける場合

#### 【天然の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       採捕した漁船名等       産地における重量  
 陸揚げ日       買受け日等       販売元等  
 買受け時等の重量       タグ等の番号やQRコード等

#### 【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- 名称       養殖ものである旨       養殖業者名  
 産地名（養殖場の地名）       養殖場からの出荷日       買受け日等  
 販売元等       買受け時等の重量  
 タグ等の番号やQRコード等

※1 ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要です。保存方法は、電子媒体であるか紙であるかは問いません。

※2 現在箱番号等をすでに記載している場合には、それを含みます。

問合せ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室

03-3502-8111 (内線：6847)

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法

